

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たると翌日)

目 次

◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

飼料の試験の結果の概要

旧慣使用林野整備計画の認可

保安林の指定の解除予定

土地収用法による事業の認定

都市計画事業の認可

◇ 選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇ 教委告示

教育委員会の招集

鳥取県指定無形民俗文化財の指定

告 示

鳥取県告示第九百六十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
ナカムラ歯科 院	鳥取市大覚寺一七六一―二	昭和六十一年十月六日

鳥取県告示第九百六十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健

康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
ナカムラ歯科医院	鳥取市大覚寺一七六一一二	全国	昭和六十一年十月六日

鳥取県告示第九百六十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十一年十月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十一年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町福兼字未鎌河原平三二五の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百七十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

倉吉市

二 事業の種類

倉吉市西郷公民館移転新設事業

三 起業地

1 収用の部分 倉吉市下余戸字縄手地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

倉吉市役所

鳥取県告示第九百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 四・五・一号ニュータウン中央公園

三 事業施行期間

昭和六十一年十一月二十一日から昭和六十八年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 鳥取市生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字新前田、字大堤、字大池平、字大休、字砥石場、字堺護平、字水堤及び字長谷、紙子谷字門上谷、字荒神谷、字元結谷北側及び字元結並びに香取字権現、字元結西側、字元結口、字袋谷口及び字小山谷地内
- 2 使用の部分 鳥取市生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字新前田、字大堤、字大池平、字砥石場、字堺護平及び字長谷、紙子谷字門上谷、字荒神谷、字元結谷北側及び字元結並びに香取字権現、字元結西側及び字元結口地内

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
湯村良章後援会	川口辰寿生	新川 敬治	東伯郡羽合町大字上浅津三二二一〇	昭和六十一年十月二日	その政治団体
山川かずみ後援会	近藤亀美雄	山川 都	岩美郡国府町稲葉丘二丁目二〇	昭和六十一年十月四日	
鍵谷純三後援会	仲田 末男	川見 忠義	米子市立町四丁目七七一二	昭和六十一年十月六日	
三谷卓志後援会	戸崎 丈彦	三谷 節刀	東伯郡羽合町大字久留四一五	"	
徳田義広後援会	中村金三朗	坂本 等	八頭郡河原町大字佐貫八三二一四	昭和六十一年十月十五日	

鳥取県選挙管理委員会告示第百三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党米子市尚徳支部	会計責任者の氏名	門脇 和幸	木村百合子	昭和六十一年十月六日	政党の支部
自由民主党米子市尚徳支部	主たる事務所の所在地	米子市上安藝三六三	米子市別所一〇五九		
代表者の氏名	田子 宗重	杉村 和			
会計責任者の氏名	田子 勝広	高田 茂			
主たる事務所の所在地	米子市旗ヶ崎五六三一二	米子市上後藤二一四			
代表者の氏名	上田 勇	福谷 清			
会計責任者の氏名	中谷 嘉重	山口 政淑			
主たる事務所の所在地	鳥取市西町三丁目一〇	鳥取市庖丁人町二		昭和六十一年十月九日	その他政治団体
代表者の氏名	山県 重雄	櫻田 憲昭		昭和六十一年十月二十日	
代表者の氏名	北脇 寿夫	中谷 晋			
会計責任者の氏名	谷口 勝彦	川見 忠義		昭和六十一年十月二十四日	

鳥取県選挙管理委員会告示第百三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十一年十一月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 昭和60年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 田木久夫後援会

報告年月日 昭和61年10月30日

収入・支出の総額

- 1 収入総額 8,160円
- (1) 前年繰越額 8,160円
- (2) 本年収入額 0円
- 2 支出総額 0円

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十一年十一月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和六十一年十一月二十五日(火) 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題

- 1 昭和六十一年度末公立学校教職員人事異動方針について
- 2 その他

鳥取県教育委員会告示第十九号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第二十五条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定をする。

昭和六十一年十一月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

名 称	特 徴	所 在 地	保 護 団 体
因幡の菖蒲綱	因幡地方一円で子供組によつて伝承されている伝統行事。五月の節供に行われること、綱の材料の多くが「カヤ」であること、勝負による年占いが見られないことなど綱引き行事の本質、由来を知るうえで貴重である。	岩美郡岩美町大字大 大羽尾菖蒲保存会 大羽尾 宝木しようぶ綱保存会 高気郡高気町大字宝 木 高気 水尻 大字奥 赤尾谷 駅前区菖蒲綱保存会 青谷町大字青 赤尾谷 西浜地区 灘町区 前町区 中町区 東町区 本町区	大羽尾菖蒲保存会 宝木しようぶ綱保存会 高気郡高気町大字宝木 高気 水尻 大字奥 赤尾谷 駅前区菖蒲綱保存会 青谷町大字青 赤尾谷 西浜地区 灘町区 前町区 中町区 東町区 本町区